（社会資本マネジメント研究センターの所掌事務）

第八十七条　社会資本マネジメント研究センターは、次に掲げる事務（土木建築関係事務に関することに限る。）をつかさどる。

一　（略）

（削る）

二～五　（略）

（社会資本システム研究室の所掌事務）

第九十一条　社会資本システム研究室は、社会資本の整備に必要な情報の収集及び利用に関するシステムに係る調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（社会資本施工高度化研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削る）

（削る）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十七号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百四条第二項の規定に基づき、航空保安大学校組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

航空保安大学校組織規則の一部を改正する省令

航空保安大学校組織規則（平成十三年国土交通省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
（専門研修調整官） **第十四条**　岩沼研修センターに、専門研修調整官一人を置く。 2　専門研修調整官は、命を受けて、航空保安業務を行うために必要な専門的な研修に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 **第十五条～第十九条**　（略）	（新設） **第十四条～第十八条**　（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
（国際連携調整推進官） **第二十条**　企画部に、国際連携調整推進官一人を置く。 2　国際連携調整推進官は、技術に関する涉外に関する事務のうち、国際機関、国際会議及び外国の行政機関その他の関係機関に関する事務の調整に関するもの（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	**第二十条**　削除